

令和4年度第19号議案

令和4年度第5回

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会資料

件名：「ふるさと納税制度を活用したガバメントクラウドファンディングの実施に係る業務の外部委託について」

主管課：新庁舎・施設整備部計画課

〈添付資料〉

- (1) 諮問書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p. 1
- (2) 諮問依頼書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p. 2～p. 5

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会
会 長 村 島 章 恵 殿

江戸川区長 齊 藤 猛

江戸川区個人情報保護条例の規定による諮問について（諮問）

江戸川区個人情報保護条例第 14 条第 3 項の規定に基づき、下記の事項について意見を求めます。

記

1 諮問事項

ふるさと納税制度を活用したガバメントクラウドファンディングの実施に係る業務の外部委託について

2 諮問理由

江戸川区角野栄子児童文学館への指定寄附金を公募するガバメントクラウドファンディングを実施するに当たり、当該業務には電子計算組織で個人情報を取り扱う業務が含まれており、当該業務を民間事業者へ委託することが、江戸川区個人情報保護条例第 14 条第 3 項に規定する個人情報ファイルに係る業務の処理の外部委託に該当するため

3 諮問関係資料

別紙諮問依頼書（写）のとおり

4 担当部課

新庁舎・施設整備部計画課



22 新計送第 53 号
令和 4 年 11 月 7 日

総 務 部 長 殿

新庁舎・施設整備部長

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会への諮問について(依頼)

江戸川区個人情報保護条例第 14 条第 3 項の規定に基づき、下記の事項について江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会に諮問願います。

記

1 諮問事項

ふるさと納税制度を活用したガバメントクラウドファンディングの実施に係る業務の外部委託について

2 諮問理由

江戸川区角野栄子児童文学館（以下「児童文学館」という。）への寄附金を公募するガバメントクラウドファンディング（※）を実施するに当たり、当該業務には電子計算組織で個人情報を取り扱う業務が含まれており、当該業務を民間事業者へ委託することが、江戸川区個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 14 条第 3 項に規定する個人情報ファイルに係る業務の処理の外部委託に該当するため

※ 自治体が抱える問題解決のため、ふるさと納税の寄附金の「使い道」をより具体的にプロジェクト化し、そのプロジェクトに共感した方から寄附を募る仕組み

3 実施目的

令和 5 年 11 月に開館を予定している児童文学館の持続的な運営を可能にするため、入場料やカフェ、ミュージアムショップ収入のほか、運営経費に充当する新たな財源が必要である。

そこで、ふるさと納税制度を活用したガバメントクラウドファンディングにより、寄附金を公募することとした。実施に当たっては、専門的な知識と実績がある民間事業者へ委託し、企業及び個人からの寄附金の募集や収納を効率的かつ効果的に実施することで、児童文学館の持続可能な運営を可能とし、もって区民が文学に関する知識を深める機会の創出に資することを目的とする。

4 実施時期（予定）

令和 4 年 11 月 審査会への諮問

委託業務開始

令和4年12月 個人情報の取り扱い開始

5 担当部課

新庁舎・施設整備部計画課（以下「計画課」という。）

6 業務の内容

項 目	内 容
業務の内容	<p>委託事業者は、次の業務を行う。</p> <p>1 寄附の受付・管理</p> <p>(1) 寄附申込みフォーム構築 自治体がフォームを通して寄附募集を行うための、寄附申込みフォームを構築する。</p> <p>(2) 寄附の受付、寄附者管理</p> <p>ア 寄附申込みフォームを通じて受け付けた寄附の入金受付・確認及び寄附者の情報を管理する。</p> <p>イ アとは別に区が受け付けた寄附に係る寄附者の情報についても、アと同様に管理する。</p> <p>2 寄附収納代行</p> <p>(1) 決済機能 寄附の際、電子マネー等のキャッシュレス決済が使える手段を構築する。</p> <p>3 運用支援</p> <p>(1) 受領証明書発送サービス</p> <p>ア 全寄附者に対して、寄附金受領証明書の作成、発送等を行う。</p> <p>イ 寄附申込みフォームから収集したメールアドレス宛に、寄附金受付状況等の通知を行う。</p> <p>(2) ワンストップ特例受付サービス</p> <p>ア ワンストップ特例申請希望者に対して、ワンストップ特例申請書を送付する。</p> <p>イ 寄附者が区に提出したワンストップ特例申請書の提供を区から受けてワンストップ特例に係る対応全般を行う。</p> <p>ウ 寄附申込みフォームから収集したメールアドレス宛に、ワンストップ処理状況に応じた各種メール通知を行う。</p> <p>エ 寄附控除データ（eLTAX（※1）出力用データ）を作成し、LGWAN-ASP サービス（※2）を利用し区に送付する。</p> <p>オ ワンストップ特例申請書は、委託事業者での業務完了後、信書便で区に返送する。</p> <p>4 お礼状送付のためのデータ作成 区が返礼品に代えてお礼状を送付するためのデータを作成する。</p> <p>※1 地方公共団体が共同で運営するシステムであり、地方税における手続きをインターネットを利用して電子的に行う。</p> <p>※2 LGWAN-ASP は、LGWAN を介して地方公共団体向けに提供される各種行政事務サービスのことであり、平成30年11月に諮問答申済みである。</p>
運用体制	<p>管理責任者 新庁舎・施設整備部計画課長（以下「計画課長」という。）</p> <p>運用担当者 新庁舎・施設整備部計画課児童文学館開設準備係長（以下</p>

項 目	内 容
	「児童文学館開設準備係長」という。）
履行場所	委託事業者の事業所

7 個人情報の保護対策

項 目	内 容
対象者	ガバメントクラウドファンディングで指定寄附をした寄附者
情報の内容	<p>1 委託業務で扱う個人情報の項目 氏名、住所、性別、生年月日、個人番号、電話番号、寄附年月日、寄附金額、申告の特例の適用に関する事項、顔写真、メールアドレス、決済情報</p> <p>2 委託処理予定件数 約 100 件/年</p>
管理責任体制	<p>保護管理責任者 計画課長 保護管理事務取扱者 児童文学館開設準備係長</p>
外部委託に係る対策	<p>1 委託候補事業者 法人名 株式会社トラストバンク 代表者 代表取締役 川村 憲一 所在地 東京都渋谷区渋谷二丁目 24 番 12 号 ※ 上記事業者は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマークの使用許諾を取得している。</p> <p>2 委託契約における規定 (1) 委託事業者に対し、条例、江戸川区個人情報保護条例施行規則（以下「規則」という。）、個人情報保護に関する特約条項等の遵守を義務付けるとともに、業務従事者に対する秘密保持義務を当該契約書に明記する。 (2) 江戸川区情報セキュリティポリシー第3章「江戸川区情報管理安全対策基準 11. 業務委託と外部サービスの利用」に規定する契約項目のうち、当該業務に必要なセキュリティ要件を当該契約書に明記する。</p> <p>3 委託事業者の選定基準 (1) 業務従事者に対して、個人情報に関する研修等を行い、個人情報の取扱いを適正に行うよう努めていること。 (2) 情報マネジメントシステム認定センターが運用する ISMS 適合性評価制度において ISMS 認証又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマークの使用許諾を取得している事業者であること。 (3) 4 に掲げる個人情報の保護に必要な対策が講じられていること。</p> <p>4 委託業務に係る個人情報保護対策 (1) 個人情報を含む紙媒体及び電子媒体は、専用保管庫等に施錠の上、保管し、鍵は委託事業者が指名する業務従事者が管理すること。 (2) 作業室、個人情報を保管する専用保管庫等へ入退室ができる者を限定し、入退室記録が適正に管理されていること。 (3) 当該事務処理を行う情報システムは、これを取り扱うことができる者を限定し、ID 及びパスワードによりアクセス権を制御するとともに、外部から接続できないように保護対策を施していること。 また、システムのアクセス記録は定期的に確認し、適正に管理す</p>

項 目	内 容
	<p>ること。</p> <p>(4) 当該事務処理を行う委託事業者 PC には、ウイルス対策ソフトを導入し、システム及びデータの保護を図ること。</p> <p>(5) 事故、災害及びトラブルに対応できる体制並びに手順を整えること。</p> <p>(6) 事故等の発生並びに個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合には、直ちに区に報告するとともに、今後の対応について協議し、必要な措置を講じること。</p> <p>(7) 区の必要に応じ、区職員による現場査察を受け入れること。</p> <p>(8) 本業務に用いた個人情報を含む紙媒体及び電子媒体は、業務の委託期間終了時に区に返却すること。</p> <p>また、電子データで保有する個人情報は、速やかに廃棄し、廃棄した旨の報告を区に行うこと。</p> <p>(9) 個人情報保護及び情報セキュリティ対策については、契約期間中のみならず、準備期間中及び契約終了後においても、同様の取扱いとすること。</p> <p>(10) 条例等に基づき、個人情報の適正な管理及び保護を図るための措置を講ずること。</p> <p>(11) 業務従事者の名簿をあらかじめ提出すること。</p> <p>(12) ネットワーク上で個人情報を伝送する場合は、暗号化を行うこと。</p> <p>(13) メール等の利用に際しては、誤送付防止のための対策を行うこと。</p> <p>(14) 当該事務処理を行う際は、事業所内のセキュリティ対策が講じられた室内で行い、区の許可なく外部へのデータの持ち出しは行わないこと。</p> <p>(15) 個人情報を持ち出す際は、個人情報外部持出簿により管理すること。</p> <p>(16) 暗号化された電子媒体及び個人情報を含む紙媒体の区と委託事業者間の搬送は、計画課と委託事業者の事業所において、対面での配達かつ配達状況を確認できる方法で送付すること。</p> <p>(17) 当該事務処理を行う情報システムについては、不正なアクセスを防ぐためファイアウォールを設けること。</p> <p>(18) 個人情報の電算処理を行うパソコンは、盗難等を防ぐため、セキュリティワイヤー等により所定のデスクに固定すること。</p> <p>(19) 区の要請に応じ、業務従事者が受講した個人情報に関する研修等の記録を報告すること。</p> <p>(20) 再委託を行う場合は、あらかじめ区の許諾を得てから行うこと。</p>
実施機関の対策	<p>1 人的セキュリティ対策 保護管理責任者は、職員及び委託事業者に対し、条例、規則及び情報セキュリティポリシーを遵守させることを徹底する。</p> <p>2 運用上のセキュリティ対策</p> <p>(1) 暗号化された電子媒体及び個人情報を含む紙媒体の区と委託事業者間の搬送は、計画課と委託事業者の事業所において、対面での配達かつ配達状況を確認できる方法で送付すること。</p> <p>(2) 事故等の発生時は、委託事業者から直ちに電話等により区が報告を受け、必要な措置を講じる。</p> <p>(3) 委託事業者が行う業務手順について、委託事業者から事前に具体的な説明を受け、業務に不備がないかの点検を行う。</p>

令和4年度第20号議案

令和4年度第5回

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会資料

件名：「花壇コンクール参加者募集に係る業務
の外部委託について」

主管課：環境部水とみどりの課

〈添付資料〉

- (1) 諮問書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p. 1
- (2) 諮問依頼書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p. 2～p. 6

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会
会 長 村 島 章 恵 殿

江戸川区長 齊 藤 猛

江戸川区個人情報保護条例の規定による諮問について（諮問）

江戸川区個人情報保護条例第 14 条第 3 項の規定に基づき、下記の事項について意見を求めます。

記

- 1 諮問事項
花壇コンクール参加者募集に係る業務の外部委託について
- 2 諮問理由
花壇コンクールの参加者募集業務を委託するに当たり、当該業務には電子計算組織で個人情報を取り扱う業務が含まれており、当該業務を民間事業者に委託することが、江戸川区個人情報保護条例第 14 条第 3 項に規定する個人情報ファイルに係る業務の処理の外部委託に該当するため
- 3 諮問関係資料
別紙諮問依頼書（写）のとおり
- 4 担当部課
環境部水とみどりの課



22 環水送第 315 号
令和 4 年 11 月 4 日

総 務 部 長 殿

環 境 部 長

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会への諮問について（依頼）

江戸川区個人情報保護条例第 14 条第 3 項の規定に基づき、下記の事項について江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会に諮問願います。

記

1 諮問事項

花壇コンクール参加者募集に係る業務の外部委託について

2 諮問理由

花壇コンクールの参加者募集業務を委託するに当たり、当該業務には電子計算組織で個人情報を取り扱う業務が含まれており、当該業務を民間事業者へ委託することが、江戸川区個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 14 条第 3 項に規定する個人情報ファイルに係る業務の処理の外部委託に該当するため

3 実施目的

江戸川区（以下「区」という。）では、ボランティアや一般参加者、花卉・造園関連団体などによる個性豊かな花壇の展示を通して緑化活動を啓発し、地域の賑わいと連帯感を育むため、「花壇コンクール」を実施している。

現在、前年度の参加者リストを基に、区職員が参加者募集チラシの印刷及び封入封かん、参加者リストの作成等を行っているが、大量かつ一時に集中して処理が求められる当該業務をノウハウのある民間事業者へ委託することにより、事務の効率化及び発送作業の短縮化を図り、もって区民サービスの向上に資することを目的とする。

4 実施時期（予定）

令和 4 年 11 月	審査会への諮問
12 月	審査会の答申を踏まえ、契約準備
令和 5 年 1 月	契約締結
2 月	外部委託業務開始
4 月末	花壇コンクール参加者募集業務終了

5 担当部課

環境部水とみどりの課（以下「水とみどりの課」という。）

6 業務の内容

項 目	内 容
業務の内容及び処理方法	<p>委託事業者は、次の業務及び処理を行う。</p> <p>1 参加者募集チラシの印刷及び封入封かん業務 (1) 外部ファイル転送サービス（※1）により、水とみどりの課から提供された前年度分の参加者リストを基に、参加者募集チラシを印刷し、封入封かんする。 (2) (1) を、水とみどりの課へ持参・納品し、検品を受けた後、郵便局へ持ち込む。</p> <p>2 参加者リスト作成業務 応募者から提出された参加申込書に基づき、参加者リストを作成し、外部ファイル転送サービスにより、水とみどりの課に提出する。</p> <p>3 花の申込書の印刷及び封入封かん業務 (1) 参加者リストを基に、花壇に植える花の申込書（以下「花の申込書」という。）を印刷し、封入封かんする。 (2) (1) を、水とみどりの課へ持参・納品し、検品を受けた後、郵便局へ持ち込む。</p> <p>4 花の申込リスト作成業務 参加者から提出された花の申込書に基づき、花の申込リストを作成し、外部ファイル転送サービスにより、水とみどりの課に提出する。</p> <p>※1 外部機関と電子ファイルを授受できるサービス。令和4年5月に諮問答申済み。 ※2 業務の流れは、別紙のとおり</p>
運用体制	<p>管理責任者 環境部水とみどりの課長（以下「水とみどりの課長」という。） 運用担当者 環境部水とみどりの課調整係長（以下「調整係長」という。）</p>
履行場所	委託事業者の事業所

7 個人情報の保護対策

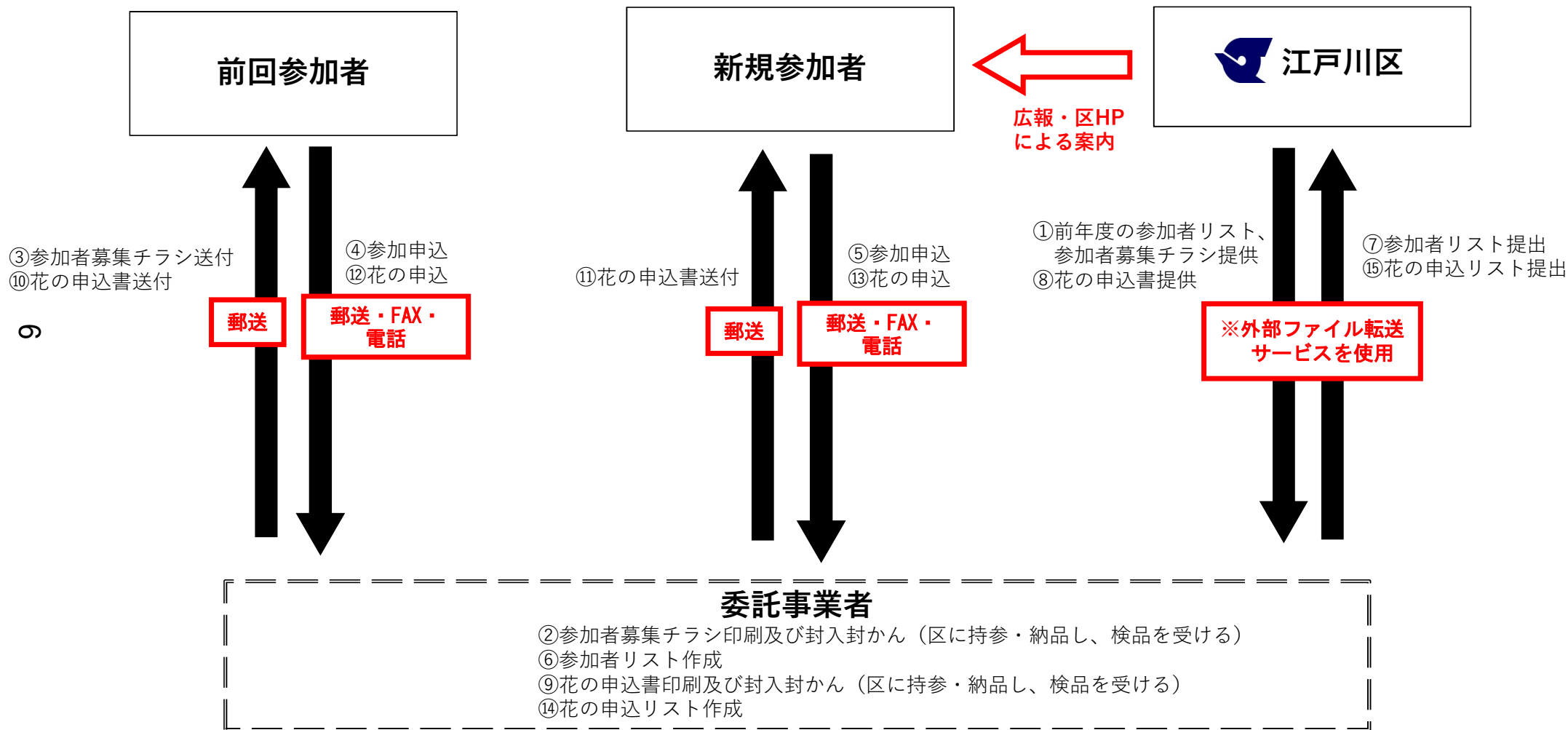
項 目	内 容
対象者	花壇コンクール参加者
情報の内容	<p>1 個人情報の項目 氏名、郵便番号、住所、電話番号、FAX 番号、植付希望日・時間、花の種類、株数</p> <p>2 委託処理予定件数 約 100 件/年 （参考）令和4年度参加者数：86 名</p>
管理責任体制	<p>保護管理責任者 水とみどりの課長 保護管理事務取扱者 調整係長</p>
外部委託に係る対策	<p>1 委託契約における規定 (1) 委託事業者に対し、条例、江戸川区個人情報保護条例施行規則（以下「規則」という。）、個人情報保護に関する特約条項等の遵守を義務付けるとともに、業務従事者に対する秘密保持義務を当該契約書に明記する。</p>

項 目	内 容
	<p>(2) 江戸川区情報セキュリティポリシー第3章「江戸川区情報管理安全対策基準 11. 業務委託と外部サービスの利用」に規定する契約項目のうち、当該業務に必要なセキュリティ要件を当該契約書に明記する。</p> <p>2 委託事業者の選定基準</p> <p>(1) 従業員に対して、個人情報に関する研修等を行い、個人情報の取扱いを適正に行うよう努めていること。</p> <p>(2) 情報マネジメントシステム認定センターが運用する ISMS 適合性評価制度における ISMS 認証又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマークの使用許諾を取得している事業者であることを原則とすること。取得していない場合には、プライバシーマーク又は ISMS 認証の取得に努めるものとする。</p> <p>(3) 3に掲げる個人情報の保護に必要な対策が講じられていること。</p> <p>3 委託業務に係る個人情報保護対策</p> <p>(1) 個人情報を含む電子媒体及び紙媒体は、専用キャビネット等に施錠の上、保管すること。</p> <p>(2) 当該事務処理を行う情報システムは、これを取り扱うことができる者を限定し、ID、パスワード等によりアクセス権を制御するとともに、外部から接続できないよう保護対策を施すこと。 また、システムのアクセス記録は定期的に確認し、適正に管理すること。</p> <p>(3) 業務従事者の名簿をあらかじめ提出すること。</p> <p>(4) 事故、災害、トラブルに対応できる体制及び手順を整えること。</p> <p>(5) 事故等の発生並びに個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合には、直ちに区に報告するとともに、今後の対応について協議すること。</p> <p>(6) 区の必要に応じ、区職員による現場査察を受け入れること。</p> <p>(7) 業務終了後、区から貸与された資料の返却及び消去報告を行うこと。</p> <p>(8) 個人情報保護及び情報セキュリティ対策については、契約期間中のみならず、準備期間中及び契約終了後においても、同様の取扱いとすること。</p> <p>(9) 受託事業者 PC は、ウイルス対策ソフトを導入し、システム及びデータの保護を図ること。</p> <p>(10) 個人情報の電算処理を行う受託事業者 PC は、盗難等を防ぐため、セキュリティワイヤーにより所定のデスクに固定すること。</p> <p>(11) 条例等に基づき、個人情報の適正な管理及び保護を図るための措置を講ずること。</p> <p>(12) 作業室、電子媒体保管場所等へ入退室できる者を限定し、入退室記録を適正に管理すること。</p> <p>(13) 当該事務処理を行う際は、事業所内のセキュリティ対策が講じられた室内で行い、区の許可なく外部へのデータの持ち出しは行わないこと。</p> <p>(14) 個人情報を持ち出す際は、個人情報外部持出簿により管理すること。</p> <p>(15) 暗号化された電子媒体及び個人情報を含む紙媒体の区と委託業者</p>

項 目	内 容
	<p>間の搬送は、施錠可能なケースを用いることとし、水とみどりの課において区職員と委託事業者の業務従事者が直接受渡し及び返却を実施すること。</p> <p>また、ファイル転送サービスの利用に当たっては、相手先メールアドレスの設定は複数名で確認し、送信時はファイル公開期限を0日・ダウンロード回数を1回に設定するとともに、パスワードを設定した上で、受信者のダウンロードが遺漏なく行われたか確認すること。</p>
実施機関の対策	<p>1 人的セキュリティ対策 保護管理責任者は、職員及び委託事業者に対し、条例、規則及び江戸川区情報セキュリティポリシーを遵守させることを徹底する。</p> <p>2 運用上のセキュリティ対策</p> <p>(1) 委託事業者が行う作業手順について、委託事業者から事前に具体的な説明を受け、工程について不備がないか点検を行う。</p> <p>(2) 事故等の発生時は、委託事業者から直ちに電話等により区が報告を受け、必要な措置を講じる。</p> <p>(3) 個人情報を含む電子媒体及び紙媒体の受渡しは、水とみどりの課において、区職員と委託事業者の業務従事者が直接行うものとし、日付、担当者名、情報媒体種別、数量その他必要な事項を受渡簿に記録する。作業終了後の返却時においては、受け渡された情報媒体種別及び数量その他必要な事項を確認の上、受渡し時同様に返却の記録をする。</p> <p>また、区職員による検品を行う。</p> <p>なお、ファイル転送サービスの利用に当たっては、相手先メールアドレスの設定は複数名で確認し、送信時はファイル公開期限を0日・ダウンロード回数を1回に設定するとともに、パスワードを設定した上で、受信者のダウンロードが遺漏なく行われたか確認すること。</p> <p>(4) あらかじめ委託事業者から名簿の提出を受け、従事者を把握する。</p> <p>(5) 委託業務に係る個人情報保護対策の確認のため、必要に応じて委託事業者に書類の提出を求め、又は現地調査を実施する。</p>

～ 花壇コンクール参加者募集の流れ ～

別紙



令和4年度第21号議案

令和4年度第5回

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会資料

件名：「低所得のひとり親世帯等生活支援給付
金事業に係る本人外収集、外部委託及び
外部提供について」

主管課：子ども家庭部児童家庭課

〈添付資料〉

(1) 諮問書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p. 1

(2) 諮問依頼書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・p. 2～p. 11

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会
会 長 村 島 章 恵 殿

江戸川区長 齊 藤 猛

江戸川区個人情報保護条例の規定による諮問について（諮問）

江戸川区個人情報保護条例第 8 条第 2 項第 5 号、第 14 条第 3 項及び第 13 条第 2 項第 4 号の規定に基づき、下記の事項について意見を求めます。

記

1 諮問事項

低所得のひとり親世帯等生活支援給付金（以下「区給付金」という。）事業に係る本人外収集、外部委託及び外部提供について

2 諮問理由

区給付金（ひとり親世帯分）及び区給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の給付事業を実施するに当たり、給付金の支給状況等を確認するために、他市区町村に個人情報を照会することが、江戸川区個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 8 条第 2 項第 5 号に規定する、本人外収集に該当し、当該業務には電子計算組織で個人情報を取り扱う業務の処理が含まれており、当該業務を民間事業者に委託することが、条例第 14 条第 3 項に規定する個人情報ファイルに係る業務の処理の外部委託に該当し、また、江戸川区での給付金の支給状況等を他市区町村の求めに応じ提供することが、第 13 条第 2 項第 4 号に規定する保有個人情報の外部提供に該当するため

3 諮問関係資料

別紙諮問依頼書（写）のとおり

4 担当部課

子ども家庭部児童家庭課



22 子児送第 803 号
令和 4 年 11 月 8 日

総 務 部 長 殿

子 ども 家 庭 部 長

江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会への諮問について（依頼）

江戸川区個人情報保護条例第 8 条第 2 項第 5 号、第 14 条第 3 項及び第 13 条第 2 項第 4 号の規定に基づき、下記の事項について江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会に諮問願います。

記

1 諮問事項

低所得のひとり親世帯等生活支援給付金（以下「区給付金」という。）事業に係る本人外収集、外部委託及び外部提供について

2 諮問理由

区給付金（ひとり親世帯分）及び区給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の給付事業を実施するに当たり、給付金の支給状況等を確認するために、他市区町村に個人情報を照会することが、江戸川区個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 8 条第 2 項第 5 号に規定する、本人外収集に該当し、当該業務には電子計算組織で個人情報を取り扱う業務の処理が含まれており、当該業務を民間事業者に委託することが、条例第 14 条第 3 項に規定する個人情報ファイルに係る業務の処理の外部委託に該当し、また、江戸川区（以下「区」という。）での給付金の支給状況等を他市区町村の求めに応じ提供することが、第 13 条第 2 項第 4 号に規定する保有個人情報の外部提供に該当するため

3 実施目的

低所得のひとり親世帯等は、新型コロナウイルス感染症拡大の長期化やウクライナ危機を発端とした物価高騰等の影響を受けているため、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（令和 4 年 5 月 24 日付け子発 0524 第 1 号及び第 2 号厚生労働省子ども家庭局長通知（以下「国給付金」という。））の支給対象者に対して、区独自に給付金を支給する。

区給付金の概要については、別紙 1「区給付金と諮問事項について」、別紙 2「低所得のひとり親世帯等生活支援給付金（ひとり親世帯分）の概要」及び別紙 3「低所得のひとり親世帯等生活支援給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の概要」のとおり。

給付金事業を実施するに当たり、区給付金（ひとり親世帯分）において、令和 4 年 4 月

1日以降に転入した児童扶養手当受給者等の国給付金の支給有無を確認するため、支給状況を他市区町村に照会する必要がある。

また、区給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）について、通知の発送、申請書の審査・入力など大量の事務が短期間に発生することが予想されることから、当該事務をノウハウのある民間事業者へ外部委託することで、迅速かつ適切な区給付金の支給を可能とし、もって区民の福祉の向上を図ることを目的とする。

なお、区給付金は区独自で支給するが、財源は都補助金を利用するものであり、都内の複数自治体において同様の給付金支給が確定している。令和4年4月1日以降に区外へ転出した世帯について、他市区町村より国給付金の支給状況について照会があることが想定されるため、他市区町村における給付金の迅速な支給に寄与するため、あらかじめ外部提供について諮問することとする。

さらに、新型コロナウイルス感染症、経済状況の変動等により、子育て世帯等を対象とした同様の給付金等事業の発生が予想される。迅速かつ適切な給付金等の支給を実現するため、今後、子育て世帯等に対する給付金等事業における本人外収集、外部委託及び外部提供については、本諮問で扱う個人情報の項目の範囲内で、本諮問における安全管理基準を低下させずに実施する場合に限り、あらためて江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会の意見を聴く必要はないものとするを今回併せて諮問することとする。

4 実施時期（予定）

令和4年12月 審査会の答申を踏まえ、委託事業者を選定し、契約締結
 令和4年 委託業務開始

5 担当部課

子ども家庭部児童家庭課（以下「児童家庭課」という。）

6 本人外収集に係る個人情報の保護対策（ひとり親世帯分）

項目	内容
対象者	令和4年4月1日以降に区に転入し児童扶養手当又は児童育成手当を申請した者
情報の内容	対象者に国給付金を支給した市区町村の都道府県名、市区町村名及び支給状況
収集の方法	電話による聞き取り又は郵送等による。
提供元	転入元市区町村
保護対策	<p>個人情報が記載された文書は、施錠管理されたキャビネットで保管し、不要になった場合には、裁断等の方法により、速やかに廃棄する。</p> <p>収集した情報は、福祉情報システム（※）内の給付金システム（以下「システム」という。）に入力する。システムは、ICカード及びパスワードにより、利用者認証を行い、ログの管理を行う。</p> <p>※ 平成20年7月 諮問答申済み</p>
管理責任体制	保護管理責任者 子ども家庭部児童家庭課長（以下「児童家庭課長」という。）

	保護管理事務取扱者 子ども家庭部児童家庭課援護係長（以下「援護係長」という。）
--	---

7 外部委託に係る業務の内容及び個人情報の保護対策（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）

項目	内 容
業務の内容	<p>委託事業者は以下のとおり業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 申請不要支給対象者分の給付に係る業務 <ul style="list-style-type: none"> 区給付金支給事前通知、封筒等の印刷・封入封かん <ul style="list-style-type: none"> 児童家庭課から提供される対象者データを元に、申請不要支給対象者への区給付金支給事前通知等を印刷し、封入封かん・発送を行う。なお、区給付金を国給付金と合わせて支給する場合は、区給付金支給事前通知等を国給付金支給事前通知に同封し、封入封かん・発送を行う。 2 申請を要する支給対象者分の給付に係る業務 <ol style="list-style-type: none"> (1) 申請書の受付 <ul style="list-style-type: none"> 児童家庭課から郵送申請による申請書（紙媒体）を受け取り、台帳（紙媒体）を作成し、受取の記録をする。 (2) 審査業務 <ul style="list-style-type: none"> 申請書の記載事項の内容を審査し、不備がある場合は、不備通知を作成し、発送する。なお、その状況をシステムに記録する。 (3) システムへの入力業務 <ul style="list-style-type: none"> 審査の結果、支給対象となった者の振込先口座情報、支給対象児童をシステムに入力する。 (4) 区給付金支給決定通知の印刷・封入封かん <ul style="list-style-type: none"> 児童家庭課から提供される区給付金支給決定通知（以下「通知書」という。）のデータを元に、全庁 LAN プリンタで通知書を印刷し、封入封かん・発送する。 3 問合せ対応等 <ul style="list-style-type: none"> 区給付金の概要説明、申請書の処理状況の照会などの給付金事業に係る問合せへの回答や申請書送付依頼者への申請書の発送等の対応を行い、その記録をシステムに入力する。 4 業務の実施状況の報告 <ul style="list-style-type: none"> 業務の実施状況について、適宜、児童家庭課へ報告書を提出する。
運用体制	<p>管理責任者 児童家庭課長 運用担当者 子ども家庭部児童家庭課手当助成係長（以下「手当助成係長」という。）</p>
履行場所	江戸川区役所本庁舎 児童家庭課事務室内
対象者	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の受給者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者（申請不要） 2 令和4年5月から令和5年3月までのいずれかの月分の児童手当又は特別児童扶養手当の受給者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税であ

	<p>る者（申請不要）</p> <p>3 1又は2のほか、対象児童（※）の養育者であって、以下のいずれかに該当する者（申請必要。ただし令和4年12月末日までに国給付金の支給を受けた者は申請不要）</p> <p>（1）令和4年度分の住民税均等割が非課税である者</p> <p>（2）新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者</p> <p>※ 平成16年4月2日から（障害児の場合、平成14年4月2日から）令和5年2月28日までに出生した者</p>
情報の内容	<p>1 委託業務で扱う個人情報項目</p> <p>世帯番号、宛名番号、住民種別、氏名漢字、氏名カナ、通称名漢字、通称名カナ、併記名漢字、併記名カナ、性別、生年月日、続柄、住所、方書、郵便番号、異動事由、異動年月日、転出（転居）先住所、転入（転居）前住所、住民区分、住定事由、住民年月日、消除年月日、DV対象者区分その他の住民記録情報、所得名称、所得金額、所得控除名称、所得控除金額、非課税区分、扶養控除名称、扶養人数、控除対象配偶者有無、所得マスタ区分、所得更正日、課税区分その他の税務情報、振込先口座情報、電話番号、支給対象児童数、給付金支給状況、問合せ内容、その他の対応記録</p> <p>2 委託処理予定件数</p> <p>約5,000世帯</p>
管理責任体制	<p>保護管理責任者 児童家庭課長</p> <p>保護管理事務取扱者 手当助成係長</p>
外部委託に係る対策	<p>1 委託候補事業者</p> <p>（1）コールセンター、審査・入力、通知発送等業務</p> <p>法人名 アデコ株式会社</p> <p>代表者 代表取締役社長 川崎 健一郎</p> <p>所在地 千代田区霞が関三丁目7番1号 霞が関東急ビル</p> <p>※ 現時点で予定している事業者は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマークの使用許諾を取得している。</p> <p>（2）区給付金支給事前通知、封筒等の印刷・封入封かん、発送業務</p> <p>未定</p> <p>2 委託契約における規定</p> <p>（1）委託事業者に対し、条例、江戸川区個人情報保護条例施行規則（以下「規則」という。）、個人情報保護に関する特約条項等の遵守を義務付けるとともに、業務従事者に対する秘密保持義務を当該契約書に明記する。</p> <p>（2）江戸川区情報セキュリティポリシー第3章「江戸川区情報管理安全対策基準 11.業務委託と外部サービスの利用」に規定する契約項目のうち、当該業務に必要なセキュリティ要件を当該契約書に明記する。</p> <p>3 委託事業者の選定基準</p> <p>（1）業務従事者に対して、個人情報に関する研修等を行い、個人情報の取</p>

	<p>扱いを適正に行うよう努めていること。</p> <p>(2) 情報マネジメントシステム認定センターが運用する ISMS 適合性評価制度において ISMS 認証又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマークの使用許諾を取得している事業者であること。</p> <p>(3) 4に掲げる個人情報の保護に必要な対策が講じられていること。</p> <p>4 委託業務に係る個人情報保護対策</p> <p>(1) 当該業務において使用する機器は、区が用意する全庁 LAN 端末・プリンタを使用すること。</p> <p>(2) 区が提供したデータ等の当該委託業務の履行に必要な一切の情報について外部に漏えいすることがないように、厳重な措置を講じた上で業務を遂行すること。</p> <p>(3) 条例等に基づき、個人情報の適正な管理及び保護を図るための措置を講ずること。</p> <p>(4) 業務従事者の名簿をあらかじめ提出すること。</p> <p>(5) 業務を行う場所に入退室ができる者を限定し、入退室を適正に管理すること。</p> <p>(6) 事故、災害又はトラブルに対応できる体制及び手順を整えること。</p> <p>(7) 事故等の発生並びに個人情報保護及び情報セキュリティ対策の変更があった場合には、直ちに区に報告するとともに、今後の対応について協議すること。</p> <p>(8) 区の必要に応じ、区職員による現場査察を受け入れること。</p> <p>(9) 契約終了後、区から貸与された資料の返却及び消去報告をすること。</p> <p>(10) 個人情報保護及び情報セキュリティ対策については、契約期間中のみならず、準備期間中及び契約終了後においても、同様の取扱いとすること。</p> <p>(11) 暗号化された電子媒体及び個人情報を含む紙媒体の区と委託業者間の搬送は、施錠可能なケースを用いることとし、児童家庭課において区職員と委託事業者の業務従事者が直接受渡し及び返却を実施すること。</p>
<p>実施機関の対策</p>	<p>1 物理的セキュリティ対策</p> <p>(1) システムで扱う全てのデータは、データセンター (iDC) に設置したサーバにて管理する。</p> <p>(2) 個人情報の電算処理を行う機器は、盗難等を防ぐため、セキュリティワイヤーにより所定のデスクに固定する。</p> <p>(3) 個人情報を保管する執務室等へ入室できる者を限定し、入退室について適正に管理する。</p> <p>2 人的セキュリティ対策</p> <p>保護管理責任者は、職員及び委託事業者に対し、条例、規則、情報セキュリティポリシー等を遵守させることを徹底する。</p> <p>3 運用上のセキュリティ対策</p> <p>(1) 児童家庭課で保管する電子媒体及び紙媒体は、施錠管理のできるキャビネットに保管し、キャビネットの鍵は保護管理責任者の指定する職員</p>

	<p>が管理する。</p> <p>(2) 委託事業者の作業手順について、委託事業者から事前に具体的な説明を受け、工程について不備がないか点検を行う。</p> <p>(3) 事故等の発生時は、委託事業者から直ちに電話等により区が報告を受け、必要な措置を講ずる。</p> <p>(4) 個人情報を含む紙媒体は鍵付きケースに収納し、電子媒体は暗号化の上、区職員と委託事業者が直接受渡しを行うものとし、日付、担当者名、情報媒体種別、数量その他必要な事項を受渡簿に記録する。</p> <p>(5) 全庁 LAN の共通基盤に備わっているウイルス対策ソフトウェア及びウイルスパターンファイルにより、コンピュータウイルス対策を行う。</p> <p>(6) 全庁 LAN 端末の認証機能を利用し、全庁 LAN 統括管理者が利用者ごとに付与する IC カード及び暗証番号により利用者認証を行う。</p> <p>(7) システムのアクセス記録を定期的に確認し、適正に管理する。</p> <p>(8) あらかじめ委託事業者から名簿の提出を受け、従事者を把握する。</p>
--	--

8 外部提供に係る個人情報の保護対策

項 目	内 容
対象者	令和4年4月1日以降に区から転出した児童扶養手当受給者及び児童育成手当受給者
情報の内容	対象者の江戸川区における国給付金の支給状況
提供の方法	電話による回答又は郵送等による。
管理責任体制	「6 本人外収集に係る個人情報の保護対策」と同じ
提供先	転出先市区町村
保護対策	<p>提供先には、提供した個人情報について、以下の内容を遵守させる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 目的外利用の禁止 2 厳重な保管及び管理 3 適正な廃棄 4 職員に対する秘密保持に係る対策 5 紛失、漏えい等の事故発生時の区への報告

区給付金と諮問事項について

別紙 1

	区給付金の構成	諮問事項	
∞ 区給付金	ひとり親世帯 (別紙 2 参照)	本人外収集	外部提供 (他市区町村からの 問合せ対応)
	ひとり親世帯以外 (別紙 3 参照)	外部委託	

「低所得のひとり親世帯等生活支援給付金（ひとり親世帯分）」の概要

1. 支給目的

新型コロナウイルス感染症拡大の長期化やウクライナ危機を発端とした物価高騰等の影響の拡大を鑑み、その影響が大きい低所得のひとり親世帯（子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）（以下「国給付金」という。）を受給した世帯）に対し、江戸川区（以下「区」という。）独自で低所得のひとり親世帯等生活支援給付金（ひとり親世帯分）（以下「本給付金」という。）を支給する。

2. 支給対象者

区又は区以外の自治体において、国給付金の支給が決定されている者（申請不要）

※区以外の自治体から国給付金を支給された者については、区に児童扶養手当又は児童育成手当を申請している者に限る。

※支給対象者が国給付金の支給決定後、本給付金の申し込みを行う月の1日時点（令和4年12月に申し込みを行う者については、9日時点）において、再婚等により児童扶養手当の受給資格を喪失した場合や、区から転出した場合は支給しない。

3. 給付額

対象児童1名につき5万円。

※低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の支給について（令和4年5月24日子発 0524 第2号厚生労働省子ども家庭局長通知）に基づき支給される給付金の対象児童となっている児童分は支給しない。

4. 支給の実施主体

江戸川区

5. 支給スケジュール

12月20日に支給対象者へお知らせを発送

12月26日に支給対象者の口座へ振り込み

以降、原則毎月末までに国給付金を支給決定した者について翌月第2金曜日に本給付金のお知らせを発送し20日に支給。

6. 支給事務に係る留意事項

区から支給対象者への通知のみをもって贈与契約が成立。

※支給対象者は区からの通知を受けた際、受給の拒否を届け出ることができる。

7. 国給付金について

別紙4のとおり

「低所得のひとり親世帯等生活支援給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）」の概要

1 支給目的

新型コロナウイルス感染症拡大の長期化やウクライナ危機を発端とした物価高騰等の影響の拡大を鑑み、その影響が大きい低所得の子育て世帯（子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）（以下「国給付金」という。）を受給した世帯等）に対し、江戸川区（以下「区」という。）独自で低所得のひとり親世帯等生活支援給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）（以下「本給付金」という。）を支給する。

2 支給対象者

3の対象児童を養育している以下に該当する者

(1) 申請が不要の者

ア 令和4年12月までに区が国給付金の支給を決定した者。ただし、令和4年12月9日（基準日）において、区内に居住していない者や児童手当若しくは特別児童扶養手当の支給事由が消滅している者、国給付金の受給を辞退した者は除く。

イ 令和5年1月以降、児童の出生等により、申請不要で国給付金の支給を区が決定した者。ただし、国給付金の受給を辞退した者を除く。

(2) 申請が必要な者

ア 区以外の自治体で国給付金の支給が決定され、本給付金の申請日時点で区内に居住している者。

イ 基準日以降、区に国給付金を申請する者

3 対象児童 平成16年（2004年）4月2日から令和5年（2023年）2月28日までに生まれた児童 ※特別児童扶養手当の対象児童は平成14年（2002年）4月2日から。

4 給付額 対象児童1名につき5万円

※低所得のひとり親世帯等生活支援給付金（ひとり親世帯分）（別紙2）の対象児童となっている児童分は支給しない。

5 支給の実施主体 江戸川区

6 支給スケジュール

12月20日に支給対象者（令和4年12月までに区が国給付金の支給を決定した者）へ通知を発送
12月26日に支給対象者の口座へ振り込み

※以降、原則毎月第3火曜日までに国給付金の支給を決定した者について同月第4金曜日に本給付金を支給する。

7 支給事務に係る留意事項

区から申請が不要な者への通知又は申請をもって贈与契約が成立。

※申請が不要な者は通知を受けた際、受給辞退を届け出ることができる。

8 国給付金について 別紙4のとおり

- ◎ 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行う。

(1) 支給対象者

- ① **児童扶養手当受給者等**（低所得のひとり親世帯）
- ② **①以外の令和4年度分の住民税均等割が非課税の子育て世帯**
（その他低所得の子育て世帯）
※②の対象となる児童の範囲は①と同じ
（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満））

(3) 実施主体

低所得のひとり親世帯：都道府県、市（特別区を含む）
及び福祉事務所設置町村
その他低所得の子育て世帯：市町村（特別区を含む）

(5) 予算額

2,043億円（事業費1,889億円、事務費154億円）
※令和4年度新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金

(6) スケジュール

- ① 低所得のひとり親世帯：令和4年4月分の**児童扶養手当受給者**について、可能な限り6月までに支給（**申請不要**）
※ **直近で収入が減少した世帯等**についても、可能な限り速やかに支給（**要申請**）
- ② その他低所得の子育て世帯：令和4年4月分の**児童手当又は特別児童扶養手当の受給者**で、**令和4年度分の住民税均等割が非課税**である者について、課税情報が判明したのち、可能な限り速やかに支給（**申請不要**）
※上記以外の者のうち、対象児童を養育する者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者（例：**高校生のみ養育世帯**）や**直近で収入が減少した世帯等**についても、可能な限り速やかに支給（**要申請**）

(2) 給付額

児童一人当たり一律 **5万円**

(4) 費用

全額国庫負担（10/10）
※ 実施に係る事務費についても全額国庫負担